

岩手県選挙管理委員会告示第35号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する市町村の選挙管理委員会の指定する個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設について、次のとおり指定を取り消した旨、報告があった。

平成28年5月20日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

1（1）市町村名 一関市

（2）指定を取り消した施設の名称 あたごセンター、東山里前集会所、東山構造改善センター、東山東稲生活改善センター、東山夏山・横沢集会所、室根浜横沢下地区会館、室根大里地区会館、室根屋中地区会館、室根第13地区会館、室根佐野地区会館、室根竹野下地区会館、室根千代ヶ原地区会館、室根西の沢地区集落センター、室根高沢地区集落センター、室根浮野地区生活改善センター、室根平原地区会館、室根三峯地区農村会館、室根八幡沖集落センター、室根中里地区会館

2（1）市町村名 西和賀町

（2）指定を取り消した施設の名称 西和賀町開発総合センター